

〇〇（市区町村）障害者虐待防止対策事業実施要綱（モデル）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。）に規定される障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備について、必要な事項を定めることを目的とする。

※ 要綱の目的を明示します。市区町村の取組みによっては、目的のほかに前文や理念規定（何のために虐待防止対策を行うのか）などを置くことも考えられます。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者虐待防止法及び障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）による。

※ 用語の定義は原則として障害者虐待防止法が基本となります。ここでは用語の定義を同法に委ねました。また、福祉サービス等に関する用語の定義については障害者自立支援法に委ねました。

（事業主体）

第3条 本事業の実施主体は、〇×△市（区町村）とする。

※ 事業の主体と、業務の委託に関する取扱いを明示します。法律上、障害者虐待対策の実施主体は市区町村または都道府県ですが、ここでは市区町村向けの実施要綱イメージをお示ししていますので、市区町村と限定しました。

（事業内容）

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

（1）障害者虐待防止の体制整備

ア 障害者虐待に関する対応窓口の設置、相談又は通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認

イ 緊急一時保護にかかる緊急一時保護の実施（居室の確保を含む）

- ウ 立入調査の実施及び立入調査の際の関係機関への援助要請
 - エ 障害者や養護者に対する援助・支援方針の決定及び援助・支援の実施並びに援助・支援方針の再評価
 - オ 虐待を受けた知的障害者、精神障害者に対する成年後見制度の利用支援及び成年後見制度の開始に関する審判の請求
 - カ 事案に応じた専門機関との連携・協力体制の整備
- (2) 障害者虐待防止ネットワークの構築
保健、医療、福祉を専門とする有識者、警察、弁護士、関係団体及び地域関係組織の代表者等からなる「障害者虐待防止連携協議会」の設置
- (3) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会
障害者虐待の防止や早期発見、障害者及び養護者に対する支援に必要と認められる研修会の開催
- (4) 障害者虐待に関する地域・理解の普及啓発
障害者虐待に関する知識を深めるための、市民等を対象とした研修会等の開催
- (5) その他障害者虐待に関する事業であって、市長が適当と認めるもの

※ この事業で実施する業務を明示します。基本的には虐待防止法で規定される市区町村の役割を再掲することになりますが、地域に実状に応じて高齢・児童分野との連携も考えられますので、業務内容については内外の関係者と協議して確定することが重要と思われます。

第2章 障害者虐待防止センター

(障害者虐待防止センターの設置及び名称)

- 第5条 障害者の虐待を防止し、あわせて障害者を養護する者に対する支援などを実施するため、障害者虐待防止センター（以下「センター」という。）を設置する。
- 2 センターの名称は「〇〇（市区町村）障害者虐待防止センター」とする。

※ センターの設置と名称について規定します。センターの住所については、委託の可能性があるので明示していません。また、センターの名称については、障がいのある人や地域住民から見て、法に基づく虐待の相談・通報の窓口であることが明確になるよう、「(市区町村名) 障害者虐待防止センター」とすることが望ましいと思われます。

(センターの所掌事務)

第6条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理

- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- (3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発
- (4) その他、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関して市（区町村）長が必要と認める業務

※ センターの業務内容を規定します。ここでは、虐待防止法で規定された内容を中心に業務を掲げましたが、その他にも第4条で規定する業務が想定されます。

特に一時保護先の調整や成年後見制度の利用支援などは一体的な業務として委託できる可能性もあります。ここで規定する内容によって（業務を委託する場合には）委託仕様書が変わってきますので、センターが担う業務は十分に内外の関係者と協議して確定することが重要と思われれます。

（センター業務の委託）

第7条 センターの業務は、社会福祉法人等に委託することができる。

※ 虐待防止センター業務にかかる業務委託について規定します。なお、業務委託については法律上虐待防止センター部分のみ可能ですので、第4条との兼ね合いで委託規程を別立てとしてあります。

第3章 通報または届出時の対応

（通報または届出時の対応）

第8条 障害者虐待防止法第7条第1項、第9条第1項、第16条第1項及び第2項、第22条第1項及び第2項による通報または届出があったときには、これを速やかに受理し、相談・通報・届出受付票（別表1）へ記録するとともに、対応の緊急度を判定するものとする。

2 対応の緊急度は、判定チーム（別表2）により判定する。

※ 虐待に関する通報や届出があった際の対応方法と緊急度の判定方法を明示します。この条では特段明記していませんが、第7条でセンター業務の委託について規定してあることから、センター業務を委託する場合は虐待の通報や届出の対応を委託事業所が対応することとなります。（緊急度の判定は、別表2のとおり市町村行政により行うこととなります）

（緊急一時保護）

第9条 障害者虐待防止法第9条第1項による通報または届出のうち、前条の規定に基づ

き緊急性が認められた場合には、速やかに緊急一時保護を実施する。

- 2 緊急一時保護の実施に当たっては、当該障害者の障害福祉サービスの受給状況に関わらず、障害者虐待防止法第9条第2項による措置を適用する。

※ 緊急一時保護の実施方法を規定します。ここでは「やむを得ない措置」を適用する方法としましたが、地域によっては専用の居室を（年間契約などにより）確保していることも考えられます。

（緊急一時保護の居室確保）

第10条 前条の緊急一時保護を円滑に実施するため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等との協働により、居室を確保するための措置を講ずる。

※ 緊急時の一時保護先（居室）の確保を明示します。ここでは具体的な手法までは示していませんが、市町村内（あるいは近隣）にある短期入所事業所と、あらかじめ緊急時の受入れ協定（措置委託契約）を結ぶなどの手法が考えられます。

第4章 障害者虐待防止等連携協議会

（障害者虐待防止等連携協議会）

第11条 地域における障害者虐待の防止、障害者を養護する者に対する支援などを協議するため、障害者虐待防止等連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

※ 虐待の防止には関係者のネットワークが重要なことから、ネットワーク組織の構築を明示します。なお、名称はあくまで例示です。地域ごとにふさわしいものを検討する必要があります。

（連携協議会の所掌事項）

第12条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- （1）障害者の虐待防止にかかる具体的な施策の検討
- （2）養護者に対する支援施策の検討
- （3）本要綱に規定される事業の評価・見直し
- （4）市民への広報・普及活動
- （5）前4号に掲げるもののほか、障害者虐待防止等に関すること

※ 連携協議会の所掌事項について規定します。これについても、地域に実状に応じて高齢・児童分野との連携も考えられますので、業務内容については内外の関係者と協議して確定することが重要と思われれます。

(連携協議会の組織)

第13条 連携協議会は、別表3に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 構成員は、市（区町村）長が委嘱する。
- 3 協議会に会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 4 会長は、あらかじめ副会長として委員の中から1名を指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連携協議会の会議)

第14条 連携協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会は、会員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 協議会の進行は、会長が行う。
- 4 会長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明や意見を聴くことができる。

※ 連携協議会の組織や会議について規定します。一般的な行政会議体と同じ規定で問題ないと思われませんが、連携協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて漏れのないように選定する必要があります。

第5章 福祉施設、使用者、学校、医療機関、保育所等への周知・啓発

(福祉施設への周知・啓発)

第15条 市（区町村）長は、連携協議会や自立支援協議会などと協力し、管内の障害児者福祉施設、福祉サービス提供事業所等に対し、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止にかかる啓発を行う。

(使用者への周知・啓発)

第16条 市（区町村）長は、連携協議会や自立支援協議会などと協力し、管内の企業、事業所等に対し、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止にかかる啓発を行う。

※ 福祉施設や使用者に対する周知、啓発について規定します。福祉施設や支援事業所、企業等に対する権限の行使は、福祉施設や支援事業所は都道府県、企業は地方労働局となりますが、所在の市区町村からも周知・啓発することでより効果が高まります。

(学校、医療機関、保育所等への周知・啓発)

第17条 市（区町村）長は、連携協議会や自立支援協議会などと協力し、管内の学校、

医療機関、保育所、幼稚園等に対し、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止にかかる啓発を行う。

- 2 市（区町村）長は、教育委員会や病院事業管理者などと協力し、管内の公立学校、医療機関、保育所、幼稚園等に対し、職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置について公表を求めるものとする。

※ 学校や医療機関、保育所や幼稚園などに対する周知、啓発について規定します。これらの施設は障害者虐待防止法においては「障害者虐待」の定義の中に含まれていませんが、虐待を防止するための措置については講ずることが求められています。障害者虐待防止法の趣旨を考えると、少なくとも市区町村立の学校や病院、幼稚園や保育所については積極的な対応が求められます。それぞれの所管部署に対して法律の趣旨を説明し、虐待防止措置の文書化などを検討していただく必要があります。ここでは「措置の公表」（虐待防止措置をまとめた文書の掲示や、市町村HPでの公表など）を求めることとしました。

第6章 秘密保持、事業報告

（秘密保持）

第18条 本要綱に規定する各事業に係る者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、その職を退いた後も同様とする。

（事業報告）

第19条 本要綱に規定する各事業について、その庶務を担当する者は年度完了後速やかに連携協議会長へ事業実績を報告しなければならない。

※ 秘密保持、事業報告について規定します。これについても一般的な規定で問題ないと思われませんが、事業報告先については市区町村長とすることも考えられます。

（庶務）

第20条 本要綱に掲げられる事業の庶務は、○×△市（区町村）障がい福祉課【障がい福祉担当部署】において処理する。

- 2 ただし、本要綱第7条の規定により社会福祉法人等がセンター業務を受託した場合、当該業務の庶務は受託法人等において処理する。

(委任)

第21条 この要綱において定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は市（区町村）長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成24年 月 日）から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

相談・通報・届出受付票														
相談年月日	年	月	日	時	分	～	時	分	対応者:	所属機関:				
相談者 (通報者)	氏名					受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他()							
	住所または 所属機関名					電話番号								
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄: <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他()												
【本人の状況】														
氏名				性別		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	年齢	歳		
現住所							住民票登録住所	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異						
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院() <input type="checkbox"/> 施設() <input type="checkbox"/> その他()													
程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分() <input type="checkbox"/> 申請中(月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定													
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無												
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無				相談支援事業所								
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害() <input type="checkbox"/> 知的障害() <input type="checkbox"/> 精神障害() <input type="checkbox"/> その他()													
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有(種別: 等級:) <input type="checkbox"/> 無				その他特記事項:									
経済状況									生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む														
【世帯構成】 家族状況(ジェノグラム)					【養護者の状況】									
					氏名				年齢		歳			
					続柄	<input type="checkbox"/> 親() <input type="checkbox"/> きょうだい() <input type="checkbox"/> 子() <input type="checkbox"/> 子の配偶者() <input type="checkbox"/> その他()								
					連絡先	電話番号				職業				
					その他特記事項									
【主訴・相談の概要】														
相談内容														
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 (具体的内容を記載)													
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者()から聞いた													
【今後の対応】														
<input type="checkbox"/> 相談終了: <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・轉送(機関名:) <input type="checkbox"/> その他()														
<input type="checkbox"/> 相談継続: <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談(内容:) <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他()														
備考()														

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

チームリーダー	障害福祉課長 (担当課長、課長代理など) ※ 当該市区町村の障がい福祉系業務の責任者、ないしは現業部門の長を想定
副リーダー	障害福祉係長 (担当係長、課長補佐など) ※ 当該市区町村の障がい福祉系業務のナンバー 2 を想定
メンバー 1	障害福祉課担当者 1 ※ 当該市区町村の障害者虐待防止法実務担当者を想定
メンバー 2	障害福祉課担当者 2 ※ 当該市区町村の障害者虐待防止法実務担当者を想定
メンバー 3	指定相談支援事業所の相談支援専門員 ※ 相談業務を委託している場合など、地域の相談支援担当者 (または所長) を想定

別表3（第11条関係） 障害者虐待防止等連携協議会構成員

所属等	想定される構成員
医療関係	地域の医師会代表者、地域の中核的医療機関の代表者など
法曹関係	地域の法曹関係代表者（弁護士、司法書士など）
警察関係	地域の警察署の代表者
労働関係	地域の労働局、労働基準監督署、ハローワークなどの代表者
障害福祉サービス関係	地域の福祉サービスネットワークの代表者
相談支援関係	地域の相談支援事業所の代表者
民生委員・児童委員	地域の民生委員・児童委員の代表者
障害者相談員	地域の障害者相談員の代表者
障がい当事者	地域の障がい当事者団体の代表者（可能であれば、障がい特性ごとに複数名選出）
市区町村行政	福祉部長（福祉事務所長）、障がい福祉担当課長など

※ 協議会の会長は互選

※ 事務局は市区町村障がい福祉担当部署、または業務委託している社会福祉法人等